

「横浜市営有料自転車駐車場管理運営業務委託」受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 道路・交通政策局入札参加資格審査・指名業者選定委員会要綱（以下「委員会要綱」という。）

第11条の規定に基づき、「横浜市営有料自転車駐車場管理運営業務委託」（以下「委託」という。）をプロポーザル方式により受託候補者を特定する場合の手続等について、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）及び横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会要綱第11条に定められた審議事項は、次のとおりとする。

- (1) プロポーザルの実施に関する審査
 - ア プロポーザルの公募条件の決定
 - イ プロポーザルの評価方法の決定
 - ウ 提出要請書の審査
 - エ その他必要と認める事項
- (2) 特定に関する審査
 - ア プロポーザルの評価
 - イ 受託候補者の特定
 - ウ プロポーザルの評価結果の通知
 - エ その他必要と認める事項

(実施の公表)

第3条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料等により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該業務の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第4条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 基本的事項（応募団体の概要等）
- (2) 業務実績
- (3) 当該業務の実施方針
- (4) 当該業務に関する具体的な提案
- (5) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第5条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 提案者の業務経験及び業務実施能力等
- (2) 提案内容の業務実施方針及び業務実施手法の妥当性等
- (3) 当該業務に対する理解、意欲、実現性等
- (4) その他当該業務に必要な事項

2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。

3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。

4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(評価委員会)

第6条 受託候補者の特定に係る選考については、横浜市自転車駐車場管理運営業務評価委員会条例（平成26年9月横浜市条例第54号）に基づき設置された、横浜市自転車駐車場管理運営業務評価委員会（以下「評価委員会」という。）において実施する。

2 評価委員会の委員長は、選考結果を道路・交通政策局入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。

(提案資格確認の通知)

第7条 取扱要綱第11条により選定されなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により選定されなかった理由の説明を求めることができる。なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに参加意向申出書提出先まで提出しなければならない。

2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

(評価結果の通知)

第8条 取扱要綱第17条により特定されなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により選定されなかった理由の説明を求めることができる。なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに提案書提出先まで提出しなければならない。

2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和8年10月13日から施行する。